

個人番号関係事務・利用事務 かんたん比較表

 Money Forward クラウド

※当資料に従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。
※あくまで参考としてご利用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。
※当資料は、2025年5月時点の内容となっております。最新の情報は国の資料等をご確認ください。

個人番号関係事務・利用事務 かんたん比較表

マイナンバー法（正式名称：行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律）は、2015年10月に施行されました。個人番号（マイナンバー）は、12桁の固有番号として住民票を有するすべての人に付与され、行政の効率化と公平な社会の実現を目的に広く活用されています。

本法では、マイナンバーを取り扱う事務を2つに分類しています。

個人番号関係事務と利用事務の比較表

項目	個人番号関係事務	個人番号利用事務
定義	事業者が法令に基づき、他人のマイナンバーを必要な限度で利用して行う事務	行政機関等が特定個人情報ファイル内で、個人情報を効率的に検索・管理するために行う事務
実施主体	民間事業者（企業など）	行政機関・地方自治体・独立行政法人等
代表的な例	源泉徴収票・支払調書・健康保険資格取得届などの書類への記載と提出	国税の賦課・徴収、年金の管理、地方税の処理

個人番号関係事務・利用事務 かんたん比較表

項目	個人番号関係事務	個人番号利用事務
実施者の呼称	個人番号関係事務実施者	個人番号利用事務実施者
法律上の定義条文	マイナンバー法第2条第12項（および第14項）	マイナンバー法第2条第11項（および第13項）
利用制限と例外	原則目的外利用は禁止。例外は災害時や生命・財産保護の必要がある場合等	原則として所定の目的（行政処理）に限定
利用にあたっての留意点	利用目的を明示しなければならず、本人同意だけで目的外利用は不可	公的機関による法定業務に限られ、厳格な情報管理義務あり
扶養控除等申告書の記入例	従業員が家族のマイナンバーを記載し、勤務先に提出する行為も「関係事務」に該当	該当しない